

(別紙)

入札保証金等の納付手続きについて

1 入札保証金の納付について・・・入札開始前まで

以下により、入札会場の受付で入札保証金をお支払いください。

現金以外での入札保証金の納付方法等については、最後に記載している「佐賀県財務規則抜粋」により事前にご確認ください。

(入札保証金の金額について)

見積もる契約金額(税込み)の100分の5以上の金額をお支払いください。

例) 契約金額(税込み)が1,100万円の場合

- ・入札金額(税抜き) : 1,000万円
- ・入札保証金額 : 55万円以上

※現金以外で納付予定の場合や、入札時よりも前に納付予定の場合は、予め公告に記載の担当課へご連絡ください。

入札保証金をお支払いいただく際、引き換えに「預り証」をお渡しします。入札終了時まで大切にお持ちください。

2 落札者以外の入札保証金・・・入札終了時

落札者以外の入札参加者からお預かりしている入札保証金は、お渡ししている預り証と引き換えに返還します。

3 落札者の入札保証金・・・入札終了時

お預かりしている入札保証金は、契約を締結するまでの保証として、契約締結時まで引き続きお預かりします。その際、預り証と引き換えに領収証を発行します。お渡しした領収証は還付の際に必要なになりますので、契約完了まで大切に保管してください。

落札以降、入札保証金は以下の取り扱いとなります。

(契約保証金への充当)

事前に承認をいただける場合は、契約締結の際に必要な契約保証金の一部として充当します。

(契約締結後に還付)

上記によらず契約保証金へ充当しない場合は、契約締結後に返還します。

4 契約保証金の納付について・・・契約締結まで

契約の成立には、契約書の提出と合わせ以下の契約保証金の納入が必要です。
以下により、契約保証金をお支払いください。

(契約保証金の金額について)

見積もる契約金額（税込み）の100分の10以上の金額をお支払いください。

例) 契約金額（税込み）が1, 100万円の場合

・契約保証金額 : 110万円以上

(入札保証金から充当する場合)

上記3で入札保証金を充当することについて承認されている場合は、契約締結までに不足する分の契約保証金をお支払いください。

お支払いの際、現金による場合は領収証をお渡しします。納付書による場合は金融機関から渡される納入通知書兼領収証書をお受け取りください。領収証等は還付の際に必要な
りますので、契約完了まで大切に保管してください。

例) 契約金額（税込み）が1, 100万円の場合（契約保証金額110万円以上）

・パターン1 入札保証金額：55万円の場合（不足がある場合）

差額の55万円をお支払いください。

・パターン2 入札保証金額：110万円の場合（不足がない場合）

追加納入の必要はありません。

(入札保証金から充当しない場合)

上記3で入札保証金を充当しない（還付）場合は、契約締結までに契約保証金全額をお支払いください。

例) 契約金額（税込み）が1, 100万円の場合

・契約保証金額：110万円以上

5 契約保証金の還付について・・・業務完了後

業務完了に伴う検査が完了した後、契約保証金の還付手続きを行います。

還付の手続きの際は、還付請求書と領収証等の原本を提出いただき、後日ご指定の口座へ振り込みを行います。

佐賀県財務規則 抜粋

(入札保証金)

第 103 条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り(以下「競争」という。)を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。ただし、単価により競争を行うものについては、競争の目的となる給付の種類、数量、期間等に応じて別の定めをすることができる。

3 収支等命令者は、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額して競争に参加させることができる。

(1) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者

4 前項第 1 号の規定に該当して入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する場合は、当該競争入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保の手続)

第 104 条 前条の規定にかかわらず、競争に参加しようとする者は、同条に規定する入札保証金の納付に代えて、次の各号に掲げる担保を供することができる。この場合において、担保の価値は、当該各号に定める金額とする。

(1) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(2) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(3) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 券面金額

(4) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(5) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(6) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(7) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

(契約保証金)

第 115 条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(準用)

第 116 条 第 104 条(第 1 項第 7 号を除く。)の規定は、前条第 1 項に規定する契約保証金についてこれを準用する。この場合において、「競争に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「銀行又は確実と認められる金融機関の保証」とあるのは「銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社の保証」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、「当該保証をした銀行又は確実と認められる金融機関との間」とあるのは「当該保証をした銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社との間」と読み替えるものとする。